証券コード　3858
平成28年６月１日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目21番１号
明　宝　ビ　ル　６　階
株式会社ユビキタス
代表取締役社長　佐　野　勝　大

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って平成28年６月16日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月17日（金曜日）午後３時00分
（受付開始　午後２時30分）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
BIZ新宿（新宿区立産業会館）　１Ｆ　多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　監査役２名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月16日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合
　インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年６月16日（木曜日）午後６時までに行使してください。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけるのは、議決権を有する株主ご本人様に限らせていただきます。当日ご出席いただけない場合には、**議決権を有する他の株主様１名**を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。但し、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（URL http://www.ubiquitous.co.jp/ir/index.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取扱いについて

（１）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）議決権の行使期限は、平成28年６月16日（木曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（４）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（１）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（１）パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
(b)PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

（2）携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated､Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031

（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における売上高合計は970,212千円となり、平成28年２月12日発表の通期業績予想に対し103.2%の達成率となりました。形態別の内訳では、ソフトウェア使用許諾売上高546,877千円、サポート売上高53,191千円、ソフトウェア受託開発売上高339,992千円、製品売上高15,523千円及びその他の売上高14,627千円となりました。

また、当事業年度より、報告セグメントを、従来の「組込みソフトウェア事業」及び「サービス事業」から、「コネクティビティ事業」及び「組込みソフトウェア事業」の２つのセグメントに変更しております。

セグメント及び分野別の売上内訳及び事業状況は、以下のとおりであります。

セグメント	分野	当事業年度		前事業年度		増減率（%）
		売上高（千円）	売上割合（%）	売上高（千円）	売上割合（%）	
コネクティビティ事業	組込みネットワーク関連	410,028	42.3	350,179	39.5	17.1
	サービス＆ソリューション関連	190,047	19.6	159,900	18.1	18.9
	小計	600,075	61.9	510,079	57.6	17.6
組込みソフトウェア事業	データベース関連	123,601	12.7	226,643	25.6	△45.5
	高速起動関連	246,535	25.4	148,928	16.8	65.5
	小計	370,137	38.1	375,572	42.4	△1.4
	合計	970,212	100.0	885,651	100.0	9.5

①コネクティビティ事業

コネクティビティ事業の売上高は、前期比17.6%増となりました。

組込みネットワーク関連は、スマートエネルギー関連やデジタルカメラ、デジタル家電等の案件で「Ubiquitous Network Framework」、「Ubiquitous ECHONET Lite」、「Ubiquitous DLNA」、「Ubiquitous Wi-SMART」等のロイヤルティ売上及び受託開発売上を中心に計上いたしました。また、車載機器分野の複数の顧客向けに「Ubiquitous DTCP」関連製品等がロイヤルティ売上及び受託開発売上を中心に計上いたしました。さらに、「Ubiquitous Miracast™ Solution」を搭載した自動車が海外市場にて発売となり、ロイヤルティ売上を計上いたしました。

サービス＆ソリューション関連は、電力小売事業に参入予定の事業者との間でのスマートエネルギー関連の受託開発売上、契約時一時金売上、ロイヤルティ売上などを中心に計上いたしました。また、住宅設備関連向けなどを中心にHEMSソリューション関連の受託開発売上や、家電製品の消費電力量計測が可能な電源プラグ「Navi-Ene Plug」の製品売上等を計上しております。

平成27年10月に、楽天株式会社との間で、電力小売自由化に伴う住居内のHEMS機器から収集したエネルギー情報を活用し、エネルギー関連サービスをクラウドで提供する企業向けプラットフォームの共同開発に関する基本契約に合意したことを発表し、事業化に向けて具体的な協業内容の検討及び開発を継続しており、当事業年度の売上にも貢献しております。

なお、コネクティビティ事業においては、機器向けのネットワークソフトウェアとクラウドプラットフォームを組み合わせたソリューションとしての展開を進めておりますが、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)市場の顕在化傾向に伴い、機器側及びクラウド側の両方においてデータを安心して安全にやり取りをするためのセキュリティの技術が求められており、当社は、(a)平成27年10月にエナジー・ソリューションズ株式会社、サイバートラスト株式会社及びソフトバンク・テクノロジー株式会社と４社でセキュアIoTプラットフォーム共同事業を開始することに合意したことを、(b)平成27年11月には、トレンドマイクロ株式会社との間で、IoT向けセキュリティソリューションの共同開発に合意したことを、さらに、(c)IoT機器（デバイス）に組込まれるデバイス固有の証明書や電子鍵情報などの秘匿データを保護し

て、セキュアなIoTを実現するセキュアドIoTデバイスソリューション「Ubiquitous Securus（ユビキタス　セキュラス）」を開発したことを、発表いたしました。
これら(a)～(c)などを通して、セキュアなIoTデバイスやクラウドソリューションをワンストップで提供し、事業者がIoTを活用したサービスを安心して、安全に実現できる環境を提供できる体制の構築に注力いたしました。

また、IoTを実現するプラットフォーム「dalchymia（ダルキュミア）」は利用料収入が増加傾向にありますが、さらに拡販を促進させるため、平成27年6月に、株式会社セールスフォース・ドットコムの進めるIoTソリューション「SalesForce Platform」との連携を、平成27年12月には、マゼランシステムズジャパン株式会社の「高精度マルチGNSS RTKソリューション」との連携等、IoT関連事業を展開する有力パートナーとの協業関係を構築しております。

②組込みソフトウェア事業
組込みソフトウェア事業の売上高は、前期比1.4%減となりました。

データベース関連は車載機器、産業機器、OA機器等の既存顧客からのロイヤルティ売上を中心に計上いたしました。
引き続き、産業機器、OA機器等への拡販を継続して行うとともに、「Ubiquitous DeviceSQL」のIoT分野での適用可能性を継続して検討してまいります。
平成27年10月には、ティアック株式会社のハイレゾ対応ポータブルヘッドフォンアンプ・プレイヤー「HA-P90SD」に採用されたことを発表いたしました。
高速起動関連は、車載機器の新規、既存顧客からのロイヤルティ売上及び受託開発売上を計上いたしました。当社顧客である車載機器メーカーの納入先となる自動車メーカーの出荷が好調であること、既存採用顧客での新製品への継続採用などが売上に貢献しております。引き続きカーナビゲーションシステム等車載機器向けの端末を中心に、複数社との間で大・中規模案件の研究開発、及び商品化に向けた新規案件の受注も含めた実装を継続しており、また、車載機器向けに加えて一般消費者への電子機器向けの評価なども活発化している海外顧客の案件対応を進めてまいります。

平成28年２月には、累計700万本のライセンス出荷を突破したことを発表いたしました。

営業費用面では、役員及び従業員等の人件費として529,713千円（前事業年度比4.6%増）及び、経費として682,327千円（同8.1%減）を計上いたしました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は114,904千円（同18.3%減）であります。

以上の結果、営業損失109,612千円（前事業年度 営業損失208,571千円）、経常損失100,059千円（同 経常損失209,637千円）、当期純損失202,257千円（同 当期純損失222,768千円）となりました。

当事業年度の業績が純損失を生じる結果となりましたので、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。また、現在保有している資金は、革新的な技術を生み出す研究開発や世界的に競争力を持つ製品の開発、並びに販売力の強化、新分野への進出を容易かつ確実なものにするための合併・買収等に積極的に活用し、財務面での健全性を維持しながら、業績拡大を目指す所存です。

今後の配当につきましては、業績拡大が確実なものとなり、一定の利益水準を達成した段階において、配当の再開を検討してまいります。

当社は平成25年３月期、平成26年３月期、平成27年３月期及び当事業年度と４期連続して営業損失を計上しております。その原因は、販売注力セグメントを、スマートエネルギー/スマートホーム分野を含むIoT関連分野及び車載機器分野に変更し、売上が減少する中、新規事業であるIoTを実現するプラットフォームの開発費用負担が損失を継続させていると考えております。

当事業年度においては、新しい市場であるIoT関連分野における収益化加速のため、有力パートナーとの協業関係の構築、強化を行いましたが、市場自体の拡大が想定以上に時間を要していること、及び協業による事業進捗が想定に及ばなかったこと等により、期初の目標には達しない結果となりました。

一方、実績といたしましては、当事業年度は前事業年度比で増収となり、かつ営業損失の赤字幅が縮小し、着実に事業拡大が進捗しております。

また、中期経営計画において目標としていた早期の事業拡大のための機能補完を目的に、株式会社エイムを完全子会社とするため、同社の株主と株式譲渡契約を締結いたしました。

引き続き、注力市場での拡販の強化、有力パートナーとの協業による獲得案件の増加と、「Ubiquitous Securus」などのセキュリティ関連製品の早期投入と販売、IoT関連のソリューション提供、平成28年４月１日よりグループ企業に迎える株式会社エイムとのシナジーなどにより、グループ全体として早期の営業黒字化を実現すべく一層の努力をしてまいります。

なお、営業損失の継続による資金不足の懸念につきましては、平成26年12月にメリルリンチ日本証券株式会社に対して発行した新株予約権に基づき調達した資金により、当事業年度末時点における現金及び預金と有価証券の合計金額が2,563,817千円あることから、少なくとも短期的な懸念事項としては該当しないと考えております。

(2) 対処すべき課題

① 事業環境及び市場に関する課題

当社は、事業環境の変化に伴い、販売注力セグメントを、スマートエネルギー/スマートホーム分野を含むIoT関連分野及び車載機器分野に移行しており、新しい市場及び顧客に対する技術/製品開発及び営業活動を推進しておりますが、新たな顧客開拓を含めた当社ソフトウェアのライセンス収入の積上げの過程にあり、利益率の低下につながっております。これに対処するには他社に先駆けて競争力の高い製品やIoT時代に向けた新しい技術、サービスを投入し、かつ販売力を高めることで収益の拡大を図っていく必要があります。

② 事業ポートフォリオに関する課題

当社は、当社製品を採用した顧客製品の出荷量に応じたロイヤルティ売上を収益の源泉とするため、成長性のある市場における複数の製品・サービスの提供による安定した事業ポートフォリオの形成を加速することが課題であります。

そのためには、販売注力セグメントとした、スマートエネルギー/スマートホーム分野を含むIoT関連分野及び車載機器分野において、組込みソフトウェア事業では、車載機器分野で収穫期に入った高速起動関連の拡販活動を継続するとともに、データベース関連における収益を着実に確保してまいります。コネクティビティ事業では、当社の情報通信技術を活用した新製品の早期提供を図るとともに、顧客への提案力を高め、案件当たりの単価、収益性を向上するソリューション提案力の強化、継続的課金を可能とするサービス型のビジネスモデルの構築などを行ってまいります。また、株式会社エイムによる受託開発能力の強化と新たなライセンスビジネスが事業ポートフォリオに加わることで収益力を強化してまいります。

③ 体制強化と効率化

競争力のある自社製品開発と、さまざまな顧客案件対応を並行して進めるために、引き続き優秀な人材の確保と効率的にプロジェクトを運営するためのマネジメント体制の強化が課題となります。一方、人材の配置については、グループ企業全体での役割と収益性に基づいた見直しを行うとともに、コスト削減に取り組み、収益性の改善を目指してまいります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成26年12月25日に第三者割当てにより１個当たり100株の新株予約権15,000個をメリルリンチ日本証券株式会社に対して付与しております。当事業年度において、そのうち10,583個が行使され、1,058,300株の新株式を発行し、これにより総額1,376,170千円の資金調達を行いました。

(4) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の主な内訳は、有形固定資産の取得3,624千円、及びソフトウェアの取得28,683千円です。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	第12期 平成25年３月期	第13期 平成26年３月期	第14期 平成27年３月期	第15期 (当事業年度) 平成28年３月期
売上高(千円)	892,438	764,443	885,651	970,212
営業損失(△)(千円)	△52,437	△441,341	△208,571	△109,612
経常損失(△)(千円)	△43,837	△439,132	△209,637	△100,059
当期純損失(△)(千円)	△97,310	△549,012	△222,768	△202,257
１株当たり当期純損失(△)(円)	△11.34	△61.81	△24.79	△19.94
総資産(千円)	2,280,562	1,815,296	2,019,720	3,095,287
純資産(千円)	2,166,448	1,705,348	1,816,251	2,984,868
１株当たり純資産額(円)	245.21	187.76	191.37	285.49

(注) 平成25年10月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業内容	提供する製品・サービス
コネクティビティ事業	Internet of Things(モノのインターネット)向けのネットワークソフトウェア、ハードウェア製品、クラウドサービス及びこれらを組み合わせたソリューションの開発、製造、販売及び提供を行っております。
組込みソフトウェア事業	データベース関連、高速起動関連等のデバイス組込み用ソフトウェアの単一製品の開発及び販売を行っております。

(7) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

本社　東京都新宿区西新宿一丁目21番１号　明宝ビル６階

(8) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
59人	43.5才	4.4年

セグメントの名称	従業員数（人）
コネクティビティ事業	36
組込みソフトウェア事業	11
報告セグメント計	47
全社（共通）	12
合計	59

（注）１．従業員数は、就業人員です。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、研究開発本部及び管理本部に所属しているものであります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年２月15日開催の取締役会において、株式会社エイムの発行済株式の全株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結し、平成28年４月１日付で、取得いたしました。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　31,200,000株

②　発行済株式の総数　　10,387,700株

③　株主数　　8,569名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鈴木仁志	400,000株	3.85%
末松亜斗夢	388,900	3.74
株式会社ＳＢＩ証券	250,300	2.41
株式会社村田製作所	202,000	1.94
ユビキタス従業員持株会	120,200	1.16
五味大輔	115,000	1.11
大和証券株式会社	115,000	1.11
嗣江建栄	92,000	0.89
南方達生	90,000	0.87
長谷川聡	90,000	0.87

（注）１．自己株式は所有しておりません。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,075,800株増加しております。

３．第10位の株主様は、当社取締役の長谷川　聡と同姓同名の株主様でございます。

３．会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成28年３月31日現在）

平成20年６月20日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- 新株予約権の数
  100個（新株予約権１個につき100株）
- 目的となる株式の種類及び数
  普通株式　10,000株
- 新株予約権の払込金額
  無償
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  １個当たり397円
- 新株予約権の行使期間
  平成22年７月１日から平成28年６月30日まで
- 新株予約権の行使の条件

  ａ．新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

  ・本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日より１年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

  ・本新株予約権の割当日の翌日より３年間経過した日より１年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

  ・本新株予約権の割当日の翌日より４年間経過した日より１年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

  ・本新株予約権の割当日の翌日より５年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

  ｂ．本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

  ｃ．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

（注）　100個の新株予約権は当社取締役１名が保有しております。

平成23年６月23日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- 新株予約権の数
  350個（新株予約権１個につき100株）

・　目的となる株式の種類及び数
　普通株式　35,000株
・　新株予約権の払込金額
　無償
・　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり505円
・　新株予約権の行使期間
　平成26年６月２日から平成31年５月31日まで
・　新株予約権の行使の条件
ａ．新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、当該権利行使は、毎年５月15日から同月末日まで、８月15日から同月末日まで、11月15日から同月末日まで、又は２月15日から同月末日までの各期間内（各期間の最終日が当社の休業日の場合は直前の営業日までとする。）に限って行うことができるものとする。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
・本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日より１年間は、全体の割当数の33.3％まで、新株予約権を行使することができる。
・本新株予約権の割当日の翌日より３年間経過した日より１年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計66.6％に達するまで、新株予約権を行使することができる。
・本新株予約権の割当日の翌日より４年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
ｂ．本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
ｃ．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
（注）　350個の新株予約権は当社取締役３名が保有しております。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野勝大	
取締役	長谷川聡	事業本部長
取締役	間中信一	研究開発本部長
取締役	大浦博久	
常勤監査役	光岡誠治	
監査役	三輪忠司	司法書士三輪忠司事務所代表
監査役	阿部海輔	明治通り税理士法人代表社員

（注）１．取締役 大浦博久氏は、社外取締役であります。

２．監査役 光岡誠治氏、三輪忠司氏及び阿部海輔氏は、社外監査役であります。

３．監査役 阿部海輔氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、取締役大浦博久氏、監査役光岡誠治氏及び監査役阿部海輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当社は、取締役大浦博久氏及び各監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金５百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	４名	50,919千円（うち社外取締役１名　3,100千円）
監　査　役	４名	14,700千円（うち社外監査役４名　14,700千円）
合　計	８名	65,619千円

（注）１．平成16年10月22日開催の臨時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額５億円以内、監査役分が年額１億円以内です。

２．上記報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額1,081千円（取締役３名に対し1,081千円）が含まれております。

３．当期末の取締役の員数は４名、監査役の員数は３名です。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成27年６月16日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでいるためです。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

① 基本方針

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

② 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議にて決定しております。職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの３要素によって構成します。なお、平成28年３月期はこのうち基本報酬の支給及びストック・オプションの費用計上を行っております。

③ 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、職責に応じて監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　大浦博久

a．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された13回の取締役会のうち10回に出席し、意見やアドバイスを述べております。

なお、書面決議による取締役会の回数（当期７回）は除いております。

② 監査役　光岡誠治

a．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された13回の取締役会のうち11回に出席し、意見やアドバイスを述べております。

なお、書面決議による取締役会の回数（当期７回）は除いております。

イ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された11回の監査役会全てに出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。

③ 監査役　三輪忠司

a．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された13回の取締役会全てに出席し、意見やアドバイスを述べております。

なお、書面決議による取締役会の回数（当期７回）は除いております。

イ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された11回の監査役会全てに出席し、主に業務監査の状況に対して意見を述べました。

b．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

司法書士三輪忠司事務所代表であり、同事務所との間には特別の関係はありません。

④　監査役　阿部海輔

ａ．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された13回の取締役会のうち10回に出席し、意見やアドバイスを述べております。

なお、書面決議による取締役会の回数（当期７回）は除いております。

イ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された11回の監査役会のうち9回に出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。

ｂ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

明治通り税理士法人代表社員であり、同社との間には特別の関係はありません。

５．会計監査人の状況

① 名称　　監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人Ａ＆Ａパートナーズに対して、内部統制に関する助言、財務状況の調査業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保する体制

① コーポレート・ガバナンス

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、当社は、取締役会の監視機能の維持、強化のため、社外取締役１名を選任しております。

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行っております。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

② コンプライアンス

「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は社長です。

③ 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図っております。

④ 内部監査

内部監査は、原則として社長自らが実施し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限一覧」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図っております。

(5) 監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 補助使用人の設置

補助使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置します。監査役は、補助使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。

② 補助使用人に対する指揮命令権限及び人事権

監査役が指定する補助すべき期間中は、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に移譲されたものとし、取締役は補助使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、補助使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、定期的に自己の職務執行状況を監査役に報告しております。

取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告しております。

- 財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
- 業績及び業績の見通しの発表の内容
- 内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
- 行政処分の内容
- その他監査役が求める事項

使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令又は定款違反事実がある場合には、直接報告することができます。

(7) 監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当該報告者に対し、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に支障のないように速やかに費用または債務の処理を行います。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①「反社会的勢力対応ガイドライン」を定め、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を持たない企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係は一切ありません。

②反社会的勢力との関係遮断は、コンプライアンスの精神に則り対応するとともに、企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し周知徹底に努めています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する事項

当社の業務の適正を確保するために、監査役及び監査法人との情報共有を実施して運用状況を確認しました。

財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム全般の整備・運用状況について内部統制事務局が継続的に実施状況を確認し、改善・強化に取り組みました。

② コンプライアンスに関する事項

当社のコンプライアンス意識の醸成に努めるために実態に即したコンプライアンス教育を実施しました。

③ リスク管理に関する事項

取締役会においてリスクの把握と対策を検討し、適切な対応に努めました。

④ 監査役に関する事項

監査役は当社の重要会議に出席して職務執行の状況等について報告を受けるとともに取締役、会計監査人、内部監査責任者と定期的なヒアリングを実施しました。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

取引先に対して取引時の事前確認を実施するとともに、外部機関からの情報収集を実施しました。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,921,690	流動負債	85,586
現金及び預金	1,363,950	買掛金	5,148
		未払金	16,867
売掛金	332,014	未払費用	14,566
		未払法人税等	9,195
有価証券	1,199,867	未払消費税等	21,212
商品及び製品	747	前受金	13,748
		預り金	4,847
仕掛品	2,290	固定負債	24,832
前払費用	18,837	繰延税金負債	10,240
		資産除去債務	14,592
その他の流動資産	3,982	負債合計	110,419
		（純資産の部）	
固定資産	173,597	株主資本	2,942,397
無形固定資産	30,321	資本金	1,457,216
		資本剰余金	1,427,216
ソフトウエア	9,523	資本準備金	1,427,216
ソフトウエア仮勘定	20,798	利益剰余金	57,963
		その他利益剰余金	57,963
投資その他の資産	143,275	繰越利益剰余金	57,963
投資有価証券	104,100	評価・換算差額等	23,204
差入保証金	35,050	その他有価証券評価差額金	23,204
		新株予約権	19,266
その他	4,123	純資産合計	2,984,868
資産合計	3,095,287	負債・純資産合計	3,095,287

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**970,212**
売上原価		**399,528**
売上総利益		**570,684**
販売費及び一般管理費		**680,296**
営業損失		**109,612**
営業外収益		
受取利息	194	
有価証券利息	2,574	
受取配当金	1,220	
補助金収入	4,234	
雑収入	1,341	9,564
営業外費用		
為替差損	11	11
経常損失		**100,059**
特別利益		
新株予約権戻入益	846	846
特別損失		
減損損失	46,526	
投資有価証券評価損	58,862	105,389
税引前当期純損失		**204,601**
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△4,634	△2,344
当期純損失		**202,257**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成27年４月１日残高	758,471	728,471	728,471	260,221	260,221	1,747,164
事業年度中の変動額						
新株の発行	698,745	698,745	698,745			1,397,490
当期純損失				△202,257	△202,257	△202,257
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	698,745	698,745	698,745	△202,257	△202,257	1,195,233
平成28年３月31日残高	1,457,216	1,427,216	1,427,216	57,963	57,963	2,942,397

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年４月１日残高	34,866	34,866	34,220	1,816,251
事業年度中の変動額				
新株の発行				1,397,490
当期純損失				△202,257
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△11,662	△11,662	△14,953	△26,615
事業年度中の変動額合計	△11,662	△11,662	△14,953	1,168,617
平成28年３月31日残高	23,204	23,204	19,266	2,984,868

【個別注記表】

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数は建物５年、工具、器具及び備品３年です。

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについて、見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（３年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法により償却しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準

事業年度末日までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する契約の事業年度末日における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,311,900株	1,075,800株	－株	10,387,700株

(注)普通株式の発行済株式総数の増加1,075,800株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものです。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議日	平成21年5月15日	平成24年6月１日	平成26年12月８日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	12,000株	32,600株	140,000株
新株予約権の残高	120個	326個	1,400個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

３．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、外貨建の営業債権は、為替リスクにさらされております。

有価証券は、合同運用金銭信託及び売掛債権信託受益権であり、投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、それぞれ発行体の信用リスク及び価格の変動リスクにさらされております。

差入保証金は、本社の賃借に関するもので、貸主の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日です。また、未払金、未払法人税等、未払消費税等についても、１年以内の支払期日です。

買掛金や未払金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクは僅少であると認識しております。

・市場リスク（価格の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に発行体から財務状況、信用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の債権については、その金額が僅少であるためヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,363,950	1,363,950	－
(2) 売掛金	332,014	332,014	－
(3) 有価証券	1,199,867	1,199,867	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	82,777	82,777	－
(5) 差入保証金	35,050	35,050	－
資産計	3,013,660	3,013,660	－
(1) 買掛金	5,148	5,148	－
(2) 未払金	16,867	16,867	－
(3) 未払法人税等	9,195	9,195	－
(4) 未払消費税等	21,212	21,212	－
負債計	52,424	52,424	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金　(2) 売掛金　(3) 有価証券

これらは、おおよそ短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらは、取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

これらは、信用リスクが僅少であると認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割引いた現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金　(2) 未払金　(3) 未払法人税等　(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	21,323

これらは、非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」は、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,363,950	－	－	－
売掛金	332,014	－	－	－
有価証券	1,199,867	－	－	－
差入保証金	－	35,050	－	－
合計	2,895,832	35,050	－	－

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	19,711千円
未払事業税	2,131
減価償却費	4,424
商品評価損	3,316
減損損失	26,998
資産除去債務	4,468
繰越欠損金	313,755
繰延税金資産小計	374,806
評価性引当額	△374,806
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,240
繰延税金負債合計	△10,240
繰延税金負債の純額	△10,240

5．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	285.49円
(2) １株当たり当期純損失	19.94円

６．重要な後発事象に関する注記

（株式の取得）

当社は、平成28年２月15日開催の取締役会において、株式会社エイムの発行済株式の全株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結し、平成28年４月１日付で、取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社エイム

事業の内容　・デバイス組込み各種制御システムの設計開発
・デバイス機器へのGracenote製品の組込み
・WEBシステム、サーバーアプリケーションの設計開発
・スマートフォン（iPhone/Android）、パソコン向け各種ソフトウェアの設計開発
・iPhone/Android向けソフトウェアの設計開発
・データマイニング及び学習型推論エンジンの開発及びライセンス
・「MCDB」楽曲属性データのライセンス
・その他

②企業結合を行った主な理由

スキルの高いエンジニアリソースを確保し、受託開発機能を強化することによるソフトウェア製品の拡販、並びにコスト低減を実現するため。

③企業結合日

平成28年４月１日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤統合後企業の名称

株式会社エイム

⑥取得した議決権比率

100％

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価　720百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

現時点では確定しておりません。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社ユビキタス
　取 締 役 会　御中

監 査 法 人 Ａ ＆ Ａ パ ー ト ナ ー ズ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　齋藤　晃一　㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　寺田　聡司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユビキタスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

６．重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成28年２月15日開催の取締役会において株式会社エイムの発行済株式の全株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結し、平成28年４月１日付で取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

（３）　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について定期的に報告を受け、検証を行いました。

（４）　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月16日　株式会社ユビキタス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	光　岡　誠　治	㊞
社外監査役	三　輪　忠　司	㊞
社外監査役	阿　部　海　輔	㊞

以上

株主総会参考書類

（議案及び参考事項）

第１号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役光岡誠治氏が辞任され、監査役三輪忠司氏が任期満了となりますので、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
1	山形（やまがた）　有司（ゆうじ） （昭和32年６月11日生）	昭和61年２月 港監査法人（現KPMG Chicago Office及び東京事務所）入所 平成２年８月 Price Waters Chicago Office 入社 平成４年８月 ジョンソン株式会社 入社 Controller 平成10年８月 ナイキジャパン株式会社 入社 Controller 平成12年８月 同社 Finance Director 平成17年８月 ラッシュジャパン入社 Chief Financial Officer（CFO） 平成25年９月 インペリアル・タバコ・ジャパン株式会社入社 Chief Financial Officer（CFO）	０株
2	皆川（みながわ）　克正（かつまさ） （昭和46年７月21日生）	平成10年４月 三菱商事株式会社 入社 平成19年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成22年９月 皆川恵比寿法律事務所 設立 代表（現任）	０株

（注）１.候補者は、新任の監査役候補者であります。

２.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３.候補者は、社外監査役候補者であります。

４.(1)山形有司氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は主に外資系企業において管理部門を統括してきた豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。

(2)皆川克正氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。

５.当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。候補者が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第１項の最低責任金額とのいずれか高い額を限度としてその責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意で重大な過失がないときに限るものとする。

6．山形有司氏及び皆川克正氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものです。本総会開始の時をもって補欠監査役鈴木昇氏の選任の効力が満了となりますので、新たに補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する 当社の株式数
田村（たむら）　剛史（たけし） （昭和50年10月28日生）	平成19年５月　司法書士登録 平成19年７月　田村司法書士事務所 設立 代表（現任）	０株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補書は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．候補者は、過去に会社経営に関与しておりませんが、司法書士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査に活かしていただきたいためであります。

４．当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。田村剛史氏が就任された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第１項の最低責任金額とのいずれか高い額を限度としてその責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意で重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
BIZ新宿（新宿区立産業会館）１Ｆ 多目的ホール
交通機関　東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅(２番出口)」下車５分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅(Ａ５番出口)」下車８分

